富津市介護保険運営協議会会議録

1 会議の名称	令和2年度第3回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和2年11月13日(金)午後2時00分~午後2時55分
3 開催場所	富津市役所 5階 502.503 会議室
4 審議等事項	1 議件
	(1) 第8期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画
	の素案について
	(2) 指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護
	支援事業所の承認について
	(3) 区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指
	定更新の事後承認について
	2 報告
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定につ
	いて
5 出席者	【委員】諸岡 賛陛、斉藤 正、阿部 寛、大野 泰代、
	小林 美奈子、北湯口 広、丸 尚子、井戸 義信
	神子 勇、本山 繁樹、小林 健一、有江 直樹、
	山口 稔
	【市長】高橋 恭市
	【事務局】坂本健康福祉部長、池田介護福祉課長、
	渡邉介護福祉係長、中村高齢者支援係長、
	嘉山主任主事、中島主任主事、西野社会福祉主事
6 公開又は非公開の別	公開・一部公開・非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人 (定員2人)
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係
	電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和2年度第3回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容	
	開会(14:00)	
渡邉係長	皆さんこんにちは。本日はご出席いただきましてありがとうございます。	
	定刻となりましたのでこれから始めさせていただきますが、本日、三枝委	
	員、熊切委員が欠席される旨ご連絡をいただいております。	
	まず、お手元の資料の確認からさせていただきたいと思います。皆様に事	
	前に送付させていただきました、協議会資料というものと、事業計画の素案	
	になります。こちら皆様お持ちいただきましたでしょうか。また、本日の机	
	上の資料ですが、本日の次第と富津市 LINE 公式アカウントの募集に関する	
	チラシになります。こちらもよろしいでしょうか。	
	続いて本会議の傍聴ですが、富津市情報公開条例第23条第1項の規定に	
	より、この会議は公開することとなっております。本日の傍聴人はおりませ	
	λ_{\circ}	
	また、議事録作成のために、本会議の内容を録音させていただきますので、	
	ご了承いただきますようお願いいたします。	
	それでは、ただいまより令和2年度第3回富津市介護保険運営協議会を始	
	めさせていただきます。	
	本日、13名の方にご出席いただいておりまして、定数15名に対して過	
	半数を超えておりますので、本協議会は成立をいたします。	
	それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。	
	はじめに、諸岡会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願	
	いいたします。	
諸岡会長	会長あいさつ	
渡邉係長	ありがとうございました。続きまして高橋市長が皆様にごあいさつ申し	
	上げます。よろしくお願いいたします。	
高橋市長	市長あいさつ	
渡邉係長	ありがとうございました。	
	それでは、議事に移らせていただきます。富津市介護保険条例施行規則	

	第5条の3第1項「会長が会議の議長となる。」の規定により、議事進行を
	諸岡会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
諸岡会長	それでは、議長を務めさせていただきます。まず、私から、本日の会議
	の議事録署名委員の指名をいたします。山口委員を議事録署名人に指名し
	ますので、よろしくお願いします。
	それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。
	議案第1号「第8期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画の素
	案について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
嘉山主任主事	それでは、議案第1号について説明をさせていただきます。
	まず、資料についてですが、別冊の第8期富津市介護保険事業計画・富
	津市高齢者福祉計画(素案)を使用して説明させていただきます。
	本議案は令和3年度から令和5年度における計画の素案の内容になって
	おりまして、委員の皆様にご審議いただければと思います。
	それでは表紙をめくってください。まず、はじめにになりますが、こち
	らには市長のあいさつ文を後日掲載予定であります。
	次ページをお開きください。目次になります。計画の構成につきまして
	は全4部になっておりまして、第1部については総論といたしまして計画
	の趣旨等、富津市の現状を記載しております。第2部については各論とし
	て施策及び制度を円滑に運営するための取組を記載しております。第3部
	は介護保険事業量の見込みとして、第8期のサービス見込、保険料につい
	て記載しております。第4部については資料を記載しております。
	次ページをお開きください。第1部総論になります。1ページをご覧く
	ださい。第1章の計画策定に当たってになります。第1節の「計画策定の
	背景と趣旨」については国、及び人口についてと第8期策定の趣旨及を記
	載しております。第8期については2040年を見据えての計画となりま
	す。
	2ページをご覧ください。「計画の位置づけ」になりますが、1として
	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画における根拠法令を記載しておりま
	す。また、第7期同様に、計画についてはそれぞれではなく施策の中に一

体的に盛り込み策定することとしております。

2の本市の計画体系における位置づけについてですが、庁内の計画や千葉県の計画とも連携・調和させながら策定することとしておりますが、人口ビジョンについては現在富津市みらい構想を策定途中でありますので記載内容を変更する可能性がありますのでお知らせいたします。

3ページをご覧ください。第3節では計画期間の記載をしております。 第8期計画におきましては、2021年度から2023年度の計画策定に なります。

次に、第4節「計画の策定体制」についてですが、計画を策定する際に 行いました、庁内検討会議、こちらの介護保険運営協議会及びアンケート の実施状況を記載しております。

5ページをご覧ください。富津市を取り巻く状況、富津市の将来像についてになります。こちら関しては第2回運営協議会にてお話させていただいた市の現状について記載しております。1節では今後の人口についての推移を記載しております。

6ページをご覧ください。 2節として独居、高齢者夫婦世帯の推移を記載しております。

7ページをご覧ください。第3節認定者数・認定率の状況になります。 認定者数の推移を、8ページに性別年齢階級別みた認定率の状況、9ページに65歳以上の認定率の推移を記載しております。

10ページをご覧ください、第4節認知症高齢者数、認知症の出現率の 状況となります。10ページには認知症高齢者数を、11ページには認知 症の出現率を記載しております。

12ページをご覧ください。第5節富津市の現状から見えてきた重点課題になります。市の現状のまとめと市での重点課題を記載しております。

13ページをご覧ください。第3章地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた国の施策動向になります。こちらでは国の施策の動向を載せております。第1節では地域包括ケアシステムの説明を記載しております。14ページの第2節では介護保険制度改革の方向性について、15ページの第3節では介護予防・重度化防止策の推進について、16ページの

第4節では認知症施策の推進について、17ページの第5節では介護人材 確保策の推進についてをそれぞれ記載しております。

18ページをご覧ください。18ページの第4章では第8期計画で期待 されていることを記載しております。第1節では国で示している基本指針 の7つを記載しております。

19ページの第2節では計画で求められることを記載しております。1つ目として実績踏襲型からビジョン達成型の計画へでは、今までは実績・目標のみの記載でしたが、目指す地域を設定した上での取組、目標への記載へと変更になります。20ページは進捗管理の強化について記載しております。

21ページをご覧ください。第5章本市の計画の基本理念と目標になります。国の方向性と本市の現状より、高齢者が元気な状態を保ち、要介護状態になることを防ぐことが重要であると考えておりますので、第7期同様に"高齢者が地域でいきいきと輝くまち"としております。第2節の目標については、こちらの基本理念を達成するためには本人が健康であること、在宅生活が継続できること、地域とのつながりがあることが必要であると考えるため、以下の3つの目標として健康づくりを推進する、在宅生活が継続できる体制を整備する、地域でのつながりを強化する。の3点を目標として掲げております。

22ページについては、これら3つの目標を達成するための7つの施策を記載しております。まず、目標1の健康づくりを推進するについては、施策1として介護予防の推進、施策2として健康づくりの推進を行います。目標2の在宅生活が継続できる体制を整備するために、施策3として在宅医療・介護連携の推進、施策4として認知症施策の推進、施策5として多様なサービスの充実と介護者支援の強化を行います。目標3の地域でのつながりを強化するために、施策6地域づくりの推進、施策7災害・感染症対策の強化を行います。こちらについての詳しい内容は2部に記載しておりますので、後程説明いたします。

23ページをご覧ください。第4節日常生活圏域になりますが、第7期と同様に富津、大佐和、天羽地区の3つの地域を設定いたします。

ここまでが第1部となります。

次ページから第2部になりますが、全8章となり、1章から7章については先ほどの3つの目標を達成するための施策の内容になります。施策につきましては、目指す姿、現状と課題、実際の取組、施策の評価指標を記載しております。第8章については介護保険制度を円滑に運用するための取組を記載しております。

それでは24ページをご覧ください。一部の施策に数字が記載されていないところがありますが、こちらに関しては数字の確認中となりますのでご了承いただければと思います。

それでは第1章介護予防の推進、施策1になります。まず、目指す姿といたしまして、1人ひとりの生きがいや自己実現を支援して、生活の質の向上を図っていきます。現状と課題といたしましては、85歳以上の人の転倒や、軽度者の人が3年後には重度化している割合が多いことがあげられます。

第3節といたしまして、介護予防の推進に向けた取組を、第8期で実際に行う取組を記載しております。(1)一般介護予防事業の実施、(2)介護予防・生活支援サービス事業の実施(3)公共施設や通いの場の活用(4)社会参加を通じた介護予防推進を行います。

第4節の評価指標になりますが、こちらで施策全体を評価するための指標を記載しております。施策1では頻回に転倒を繰り返す高齢者の割合、閉じこもり高齢者の割合、主観的幸福感、要介護度の重度化率の4つの変化で施策の評価を行います。

28ページをご覧ください。施策2の健康づくりの推進になります。目 指す姿といたしまして、生活習慣の重要性を認識して、健康状態を十分に 理解してもらうことになります。

現状と課題といたしまして、後期高齢者健康診査の受診率が約4割といった状況がわかりました。第3節の実際の取組になりますが、(1)特定健康診査、特定保健指導、(2)後期高齢者健康診査、(3)各種がん検診、(4)肝炎ウイルス健診、(5)成人歯科健康診査事業、(6)後期高齢者医療歯科口腔健康診査、(7)短期人間ドック・脳ドック費用の助

成、(8) インフルエンザ予防接種、(9) 肺炎球菌予防接種、(10) 健康教育、(11) 健康相談、(12) こころの健康、(13) 訪問指導、(14) 栄養指導、(15) 食育の推進、(16) スポーツの推進、(17) 保険事業と介護予防の一体的推進を行っていきます。こちらの評価指標については、各項目の実績がそのまま評価指標になるため、記載しておりません。

3 4ページをご覧ください、施策3の在宅医療・介護連携の推進になります。目指す姿として医療と介護と福祉の関係機関が連携して、在宅生活を支えるための体制づくりを構築していきます。

現状と課題として高齢者の2割が健康状態をあまりよくない、要支援2 割が介護3以上に重度化している状況になります。

施策3の実際の取組になりますが、(1)地域の医療・介護の資源の把握、(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、(4)医療・介護関係者の情報共有の支援、(5)在宅医療・介護連携に関する相談支援、

- (6) 医療・介護・福祉関係者の研修、(7) 地域住民への普及啓発、
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携、(9) 再発防止の推進を行います。

評価指標といたしましては、主観的健康感、3年後に要介護3以上に重 度化する人の割合で確認を行います。

39ページをご覧ください。施策4の認知症施策の推進になります。認知症の重度化の防止と地域の理解や協力のもと暮らし続けていけることを目指します。

現状と課題といたしましては、高齢者の半数が物忘れが多いと感じていること、介護者からは介護における不安の1位が認知症の対応であることがわかりました。

取組内容といたしましては、(1)認知症初期集中支援チームの運営、

- (2) 認知症ケアパスの作成・普及、(3) 地域での見守り体制づくり、
- (4) 認知症に対する理解を深めるための啓発、(5) 認知症の人と家族の居場所づくり、(6) 認知症に対する医療・介護サービスの質の向上、

(7) 一般介護予防事業を活用した予防の推進、(8) 社会参加を通じた 予防と共生の推進を行います。

評価指標といたしましては、物忘れが多いと感じている人の割合、認知症の相談窓口を知らない人の割合、認知症高齢者の出現率で確認を行います。

4.4ページをご覧ください。施策5の多様なサービスの充実と介護者支援の強化になります。目指す姿として住み慣れた地域での生活の継続及び家族介護者への支援強化になります。

現状と課題といたしましては、7割の方が自宅での介護サービスを希望 していること、介護者から不安に感じることとして身の回りのことが多く 挙げられていることがわかりました。

取組内容といたしましては、(1) 高齢者の実態把握と相談支援体制の整備として、①地域包括支援センターの機能強化、②地域ケア会議の充実、③総合相談、(2) 在宅サービスの支援として、①紙おむつ給付事業、②在宅ケアサービス、③ちょっと困ったときのお助け隊、④シルバーテレホン友愛サービス、⑤車いす・福祉カーの貸出、⑥高齢者の住まいの改修、⑦高齢者の移動手段の確保、(3) 介護・福祉人材の確保、(4) 在宅生活を支える基盤整備をあげております。基盤整備につきましては令和5年度末までに富津地区又は天羽地区に小規模多機能型居宅介護施設の整備を予定しております。

評価指標といたしましては、地域包括支援センターに何らかの相談をしたことがある高齢者の割合、外出頻度が週1回未満の高齢者の割合で確認を行います。

50ページをご覧ください。施策6の地域づくりの推進になります。目指す姿といたしまして、地域の支えあいの強化、介護が必要な状態になったとしても役割と生きがいをもって日常生活を送ることができる環境の整備を図ります。

現状と課題といたしまして、趣味やクラブに所属している人や町内会や 自治体活動に参加している人の少なさ、4割の方が家族や知人以外での相 談相手がいないことがわかりました。 取組内容といたしましては、(1)支え合い活動の推進として、①地域づくりの支援、②要援護者地域見守り事業の推進、③福祉緊急救助通報システム設置事業の実施、(2)高齢者見守り事業の推進、(3)権利擁護の推進として、①成年後見制度の利用支援、②日常生活自立支援事業、③高齢者虐待の防止、④消費者被害防止、⑤養護老人ホームへの適切な措置、(4)社会参加の促進として、①活躍の場づくり、②生涯学習の支援、③就労の支援を行います。

評価指標といたしましては、運動のグループやクラブに参加していない 人の割合、趣味関係のグループに参加していない人の割合、家族や友人以 外で何かあったときに相談する相手がいない人の割合、地域づくりを進め る活動にぜひ参加したいと思う人の割合で確認をしていきます。

58ページをご覧ください。施策7の災害・感染症対策の強化になります。目指す姿として災害発生時の地域住民による助け合いの強化、関係部署、介護事業所と連携しながら感染症の予防を行っていきます。

現状と課題として、2割の方が避難場所を知らないこと、市からの情報 を得るためにメールを使用している方が2割ほどということがわかりまし た。

取組につきましては、(1)災害時の支援として、①地域づくりの支援、(2)感染症対策の支援として、①感染症対策の充実を行います。

評価指標といたしまして、災害発生時の避難場所がどこかを知っている 高齢者の割合と、メールを使った市からの情報集ができる高齢者の割合で 確認していきます。

以上が先ほどの基本理念を達成するための施策になります。

60ページをご覧ください。第8章は制度を円滑に運営するための取組を記載しております。こちらは、介護保険を適正に利用するための、取組を記載しております。

第1節介護給付適正化事業といたしまして、1介護認定の適正化、2ケアプラン点検、3住宅改修等の点検、4縦覧点検・医療情報との突合、5介護給付費通知を行います。

第2節として介護サービス事業所の指導の実施を行います。

以上が2部になります。

次ページをご覧ください。こちらから第3部介護保険事業量の見込みに なります。

63ページをご覧ください。ここから第8期の給付費についての記載になりますが、こちらのページでは今後の認定者数の将来推計を記載しております。認定者については2035年をピークに減少していくと予想されます。

64ページをご覧ください。ここから97ページまでは給付についての 見込みについてを記載しております。記載につきましては、64ページの 訪問介護を例として説明させていただきます。

まず、説明文の上段で制度についての説明を記載しております。また、 下段で第8期における見込みの考え方を記載しております。

その下のグラフ及び表については、2018年度から2019年度については実績を、2020年度については現在の見込みで、第8期計画期間の見込みについて記載しております。他のサービスについても同様に記載をしてサービスについてを求めさせていただいております。また、現在載せている数字については9月末時点での推計になりますので、今後見直し等を行い変更する予定でありますので、こちらの説明に関しては省略させていただきます。

98ページをご覧ください。第3章保険料の見込みになります。

まず、被保険者数の見込み、99ページから100ページについては介護保険料の負担割合を、101ページで被保険者の所得段階別の見込みの人数を記載しております。

102ページをご覧ください、介護保険料基準額の推計になりますが、 先ほどのサービスごとの給付費の見込みや、被保険者の数に加え、調整交 付金や基金の取り崩し、収納率を加味した保険料の記載を行います。

103ページをご覧ください、所得段階別に見た保険料になりますが、 こちらに関しても保険料が決まり次第見込み額を記載することとなりま す。また、今現時点で記載させていただいている年額の表ですが、税制改 正の関係があり、こちらについての情報が現時点では県の方にもないとの

	ことなので、今後記載について変わる可能性があります。
	以上が第3部になります。
	次ページをご覧ください。第4部資料編となります。
	104ページをご覧ください。第8期期間中における、施設整備の一覧
	になります。第8期で市が新規に建設予定の施設については先ほどお話さ
	せていただいした小規模多機能型居宅介護施設になります。
	105ページをご覧ください。こちらに運営協議会の委員名簿を載せさ
	せていただいております。
	106ページについては策定経過を載せております。
	107ページから108ページには用語集として用語を載せておりま
	す。
	以上が議案第1号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いしま
	す。
諸岡会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございませんでしょう
	カゝ。
諸岡会長	説明が駆け足だったので、もう一度聞きたいところ等ございましたら遠
	慮なく挙手の方よろしくお願いします。
小林(健)委員	今104ページのところの資料なんですけれども、一番下のところに特
	定施設入居者生活介護とありますが、これは来年度末に50床増えるとの
	ことなんですけれども、これはどちらの施設でしょうか。
嘉山主任主事	今ご質問のあった特定施設入居者生活介護なんですけれども、こちらに
	関しては天羽養護の方が特定施設としての資格を取る形になりまして、現
	在の竹岡から豊岡に移設することになりまして、移設は今年度を予定して
	おりますが、令和3年度末が新規になります。
小林(健)委員	養護老人ホームで言えば2施設で100床となっていますが、この内の
	50が特定施設入居者生活介護という表現になるのか、ベッド数が増える
	ということでしょうか
嘉山主任主事	50床そのまま増える訳ではないんですが、こちらの表記に関しては天
	羽養護にも確認して表記については変更させていただきます。

小林(健)委員	ありがとうございました。
諸岡会長	他にございませんでしょうか。
小林(美)委員	28ページの後期高齢者の健康診査というのは毎年秋から年末にかけて
	の無料の健康診査のことだと認識したんですけれども、その受診率が4
	割、あまり私が考える割合としてはとても低いと思うんですけれども、こ
	の残りの6割の方が受診されていないという理由ではないんですけれども
	原因とかというものがお分かりでそれに対する改革等もしおありであれば
	確認願いたいと思います。
坂本健康福祉部長	後期高齢者の方の4割で低いのではないかということですけれども、後
	期の方は各自でそれぞれ各お医者さんの方にかかっていたりしていること
	が多いので、比較的健診については受けていない方が多いです。ただ、こ
	れではいけないと思うので、引き続き広報等見えるような形でご案内はさ
	せていただきたいと思います。
	今コロナの影響もありますけれども、そこはやり方を工夫しながら多く
	の方に受診していただきたいと思っております。
北湯口委員	後期高齢者の健診ということでご説明いただいたとおりで、私も診察し
	ているんですけれども、一週間前に採血したという方が健診受けに来たと
	言ったときに、同じ検査だから受けなくていいんじゃないかと話してしま
	う場合もあるものですから、あとは特定健診があったときにみなし健診と
	いって病院で検査した結果をそのまま市の方に回して、それで受診したと
	いう形にということもできるんですけれども、これは制度の枠組みとして
	難しいかもしれないんですけれども、本当に後期の方でもそういう形でみ
	なしで受けたことにできるみたいな制度があればそれだけでも受診率はか
	なりアップするのかなとは思います。制度の立て付けの問題になると思う
	のでそう簡単にはいかないかもしれないんですけれども。
諸岡会長	他に何かありませんか。
諸岡会長	他にご質疑、ご意見等ございませんので、議案第1号「第8期富津市介
	護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画の素案について」は、承認するこ
	とでご異議ございませんでしょうか。

	委員から「なし」の声あり
諸岡会長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号「第8期富津市介護保険事
	業計画・富津市高齢者福祉計画の素案について」は、承認することといた
	します。
	続きまして、議案第2号「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居
	宅介護支援事業所の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求
	めます。
西野社会福祉主事	議案第2号についてご説明申し上げます。
	現在、要支援認定を受けた方は地域包括支援センターで計画を策定する
	こととなっていますが、その全てを地域包括支援センターだけでは抱えき
	れないことから、市の運営協議会の承認を受けた居宅介護支援事業所が地
	域包括支援センターから委託を受けて計画を作成できることとなっており
	ます。
	資料の理由書のとおり、以前より地域包括支援センターから委託を受け
	て困難ケース等の対応も行っていた主任介護支援専門員が令和3年1月1
	日から木更津市のフォレストという事業所へ移ることとなりました。
	このフォレストは現時点ではまだ富津市において委託の承認を受けてい
	ませんので、今回の運営協議会において、フォレストへの委託を承認して
	いただくことにより、今後も同主任介護支援専門員による支援を継続する
	ことを目的とするものであります。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
諸岡会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、意見等ございませんか。
諸岡会長	よろしいでしょうか。
	それでは、ご質疑、ご意見等もないようですので、議案第2号「指定介
	護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認につい
	て」は、承認することで異議ございませんでしょうか。

諸岡会長

異議なしと認めます。それでは、議案第2号「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」は、承認することといたします。

続きまして、議案第3号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」を議題といたします。事務局の説明 を求めます。

中島主任主事

議案第3号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新 の事後承認について」ご説明申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。本議案の区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新については、本運営協議会においてご審議をお願いしていますが、当該事業所が所在する市町村の同意が必要であることから、事後承認とさせていただく事を過去の運営協議会にて承認いただいています。

本議案は、特定非営利活動法人 井戸端介護より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第3条の3に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。

具体的には、木更津市本郷に所在する指定地域密着型通所介護事業所である、井戸端げんきの指定有効期間が令和2年10月31日をもって満了となることから、令和2年11月1日からの指定更新を受けようとするものです。

地域密着型通所介護とは、要介護の利用者が可能な限り在宅において日常 生活を営めるよう生活機能の維持、向上を目指し、日常生活上の介助及び機 能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持や家族の精神的負担の 軽減を図ることを支援する介護サービスです。

提出された書類の確認を実施したところ、人員、設備及び運営に関する基準に規定する、事業所が遵守すべき基準に適合しています。

また、資料の8ページのとおり、木更津市より、介護保険法第78条の2 第4項の規定に基づく指定の同意を頂きましたので、資料の9ページのとおり、指定更新について決定し、同法第78条の11の規定により公示してい

	ます。
	つきましては、当事業所の指定について、ご審議をお願いします。
諸岡会長	事務局の説明は終わりました。
	ご質疑、意見等ございませんでしょうか。
諸岡会長	よろしいでしょうか。
	それでは、ご質疑、意見もないようですので、議案第3号「区域外に所
	在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」は
	承認することにご異議ございませんでしょうか。
	委員から「なし」の声あり
諸岡会長	異議なしと認めます。それでは、議案第3号「区域外に所在する指定地
	域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」は、承認するこ
	とといたします。
	以上が本日の議案となります。皆様ありがとうございました。
	続きまして、報告に移ります。初めに報告第1号「介護予防・日常生活
	支援総合事業指定事業者の指定について」です。事務局の説明を求めま
	す。
中島主任主事	報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定につい
	て」ご説明申し上げます。
	資料の10ページをご覧ください。本案件の介護予防・日常生活支援総合
	事業とは、要支援1または要支援2と認定された方に対するサービスであ
	り、市町村に指定監督の権限があることから、この指定を決定しましたこと
	について報告を申し上げるものです。
	今回報告しますのは、指定第1号事業に該当する介護予防通所介護相当サ
	ービス事業所であります。申請書類の確認を行い、人員・設備及び運営に関
	する基準に規定しております事業所が遵守すべき基準に適合していること
	を確認したうえで、資料の10ページにあります、ヤックスデイサービス鋸
	南を令和2年9月1日付け、資料の15ページにあります、玄々堂亀田の郷
	デイサービスセンターを令和2年11月1日付で事業者の指定を決定して
	おります。

	以上で、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定
	について」の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いします。
諸岡会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございませんか。
諸岡会長	よろしいでしょうか。
	それでは、ご質疑、ご意見もないようですので報告第1号「介護予防・日
	常生活支援総合事業指定事業者の指定について」の報告は終了いたします。
	以上で、本日の審議は終了いたしました。
	その他といたしまして委員の皆様から何かありませんでしょうか。
諸岡会長	よろしいでしょうか。
	それでは事務局何かありますか。
嘉山主任主事	先ほど審議していただいた、議案第1号の介護保険事業計画になります
	が、もし後日お気付きの点等あれば介護福祉課までご連絡いただければと
	思います。
	また、本日いただいたご意見を元に修正を行いまして、12月下旬にパ
	ブリックコメントを予定しております。
	次回の運営協議会に関しては2月を予定しておりますが、そのときにパ
	ブリックコメントを元に修正を加えて、保険料についても記載した計画書
	の案を審議していただければと思います。運営協議会の詳しい日程等が決
	まりましたら皆様に通知させていただきますのでよろしくお願いいたしま
	す。
諸岡会長	それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回富津市介護保険運営協議
	会を終了いたします。
	長時間にわたりありがとうございました。
閉会(14:55)	